

東京海上日動キャリアサービス  
働く力応援基金

第3回（2023年度）応募要項（案）

『働く』を求める人の就労を支援し、  
社会課題の解決を行う団体を応援します

応募締切：2023年1月31日（火）まで

株式会社東京海上日動キャリアサービス  
公益財団法人パブリックリソース財団

## 1 基金の背景と目的

東京海上日動キャリアサービス 働く力応援基金（以下、当基金）では、様々な理由で働くことに困難を抱える方々を、働きがいのある就労につなげ、インクルーシブな世界の実現を図ることを目的に活動しています。

そこで、当基金では、（１）障害者を対象とする就労支援事業と（２）生活困窮者、若者、シングルマザー、引きこもり、児童養護施設出身者、外国にルーツを持つ方など障害以外の理由で就労に困難を抱える方々を対象とする就労支援事業の２つの分野で、その活動に対する支援を実施します。

障害者の就労支援の現場では、障害者雇用率は徐々に改善しているものの、未だに低い状態が続いており、社会とのつながりや自己実現という意味でも改善の余地が残されています。また障害者の収入面でも極めて低い水準にとどまり、自立して生活するには不十分な状況にある方が多数を占めています。従来の就労支援制度における根本原因を解決し、障害者雇用の環境を大きく変えていくには、障害福祉サービス等では想定されていない革新的でチャレンジングな独自の取り組みが求められています。

一方、労働市場全体をみると、2022年10月の完全失業者数は178万人。潜在的な失業リスクを抱えた休業者もなお200万人近い状態です。このままでは、就職氷河期と同じように若者の職歴には空白が生まれ、職業スキルを身につける機会をなくしてしまいます。またシングルマザーや外国人などはより深刻な状況におかれています。日本では、ギリギリの生活を余儀なくされている人が、収入が保障されつつ、次の就労を考える機会がほとんどありません。就労訓練を受けながら、生活を支える収入も得られることによって、次のキャリアに向かえるというトランジションの期間を保障することが必要とされています。

自ら働いて仕事の対価を得ていくことは、生計を支えるだけでなく、社会的なつながりや自己実現にもつながります。また、新しい仕事の場の開拓は、それ自体が社会課題の解決や地域活性化につながります。

本助成事業では、全ての人々が自分で職業を選ぶことができる社会、働く権利を保障される社会を目指し、「働くを求める人」の就労を促進し、社会課題の解決を行う就労支援のNPO等に対し、助成を行います。

## 2 支援対象団体

### （１）障害者への支援分野

次のいずれかに該当する事業を行う団体を支援対象とする。

- ①就労移行支援事業
- ②就労定着支援事業
- ③就労継続支援 A 型
- ④就労継続支援 B 型
- ⑤その他行政からの委託や補助を受けて行う就労支援事業
- ⑥上記のいずれにも該当しない独自の就労支援事業

※助成対象となる事業費については、障害福祉サービスの事業者報酬で賄われない部分や、事業者報酬では想定されていない独自の取り組み部分を助成対象とします。

## ■支援対象となる事業例（※あくまでも一例です）

- ・ 障害者個々の能力や適性を分析し、見える化するツールの開発。または、それらを活用して障害者の優れた能力を活かせる職場をマッチングするための事業。
- ・ 企業の理解促進やインクルーシブな世界の実現を推進するため、地域の企業と就労支援機関の繋がりを深めることを目的としたプラットフォームづくりやシステム構築を行う事業。
- ・ 農福連携や地域住民との協働を積極的に行い、地域共生社会を創造しようとする事業。
- ・ 障害者独自の感性や潜在能力を引き出し、障害者製作の市場価値や工賃を格段に高める事業。
- ・ 高次脳機能障害、若年性認知症、難病の方々にも個々の特性にあわせた就労支援を行う事業。

### 《障害者への支援分野の注意点》

いずれの申請事業にも「革新的・先駆的な手法」または「今までにないチャレンジングな取り組み」は**必須の要素**です。単に標準的な障害福祉サービスの就労支援（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A・B 型）を行う事業は助成対象外となります。

障害福祉サービスとして行っている上記の事業であっても、前述の要件に該当すれば助成対象となります。どの部分に既に事業者報酬があたっていて、どの部分に報酬があたっていないのか団体に整理して、財源のない独自の取り組み部分を申請してください。同様に行政からの委託事業や補助事業についても、財源があたらない部分を助成対象とします。

## （2）障害者以外への支援分野

生活困窮者、若者、シングルマザー、引きこもり、児童養護施設出身者、外国にルーツを持つ方など様々な理由で、就業に困難を抱える人々を対象に就労支援を行い、社会課題の解決や社会の新たな仕事のあり方を提案しようとする団体。

※支援対象者は下記の例示に限定するものでなく、働くことに困難やハンディキャップを持つ人への支援であれば対象となります。

## ■支援対象となる事業例（※あくまでも一例です）

- ・ インターンシップや情報提供などの就労支援事業
- ・ 支援対象者に対して賃金や委託費を保障しながら行う就労支援事業
- ・ キャリアアップや起業の支援事業
- ・ 引きこもりの若者などを対象としたネットや IT を活用した仕事のマッチング
- ・ 児童養護施設出身者と地域中小企業のマッチング事業
- ・ 移民難民、外国にルーツを持つ方への就労支援や起業支援

## 3 応募要件

- ・ NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの非営利組織（任意団体は不可）であること
- ・ 国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社ではないこと  
※株式会社・有限会社等であっても営利を目的としない社会問題解決型の事業は対象とします
- ・ 団体の所在地が日本国内であり、日本国内を活動の拠点としていること
- ・ 2022 年 12 月末時点で 1 年以上の通常事業の実績があること
- ・ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)に該当せず、関わっていないこと

- ・ ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、同業者による勧誘などを目的としていないこと
- ・ 特定の政治団体・宗教団体に該当しないこと
- ※活動の目的や趣旨が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体も対象外となります
- ・ 過去 3 年間の間に団体の役員が禁固以上の判決を受けていないこと
- ・ 助成対象となった場合、団体名や活動内容の公表を了承すること
- ・ 助成開始後にインタビューや写真・動画の提供に協力すること
- ・ 後日、助成金の活用状況や活動状況について報告書を提出すること

#### 4 支援内容

- 1 団体あたり **500 万円**を上限とする助成金。ただし、申請団体が求職中の利用者に賃金や業務委託費を支払う場合や、利用者の職業訓練中または就労達成時に給付金や奨励金を支払う場合は **800 万円**まで上限を引き上げる。

※利用者への賃金等は 300 万円を上限とし、上限を超える申請は減額査定させていただきます。

※その他、申請内容によって助成金額を査定・減額させていただく場合があります。

- 単年度助成（助成期間は 2023 年 4 月から 2024 年 3 月末まで）

※本基金による助成は今回で最終年度となる予定です。

- 支援団体数：「障害者への支援分野」と「障害者以外への支援分野」を合わせて **9 団体**程度

- 助成金の使途は例として下記のものと考えられます。

人件費①	事務局職員、補助員（アルバイト等）の人件費
人件費②	求職中または訓練中の利用者への賃金、給付金、就労達成時の奨励金等
報償費	講師、専門家、外部協力者等に対する謝金
教育・研修費	研修や実務講座への参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、利用者の送迎費用を含む
備品費	オフィス備品・電気機器類、事務用機器類、車両購入費
施設整備費	施設の増改築、改修、整備費用
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等
賃借料	機器、設備等の借用に要する経費
広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝効果を意図したものの経費
委託費	<u>インターン生等に対する業務委託費用</u> 、各種調査・設計の委託費、専門家や外部事業者への業務委託費等
租税公課	契約締結等により発生する印紙税等
仕入・材料費	事業に必要な原材料、副資材、部品、食材等の購入費用
会議費	会議開催費（茶菓代は、1 人 1 回 300 円程度まで）

※通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料の計上は認めない。

※助成金を、資本金、敷金、保証金、保険料等に充当することはできない。

※人件費は、1人25万円/月を上限とした12カ月以内の給与を対象とする。

上限を超える給与および賞与は各団体の自己負担とする。社会保険の団体負担分は対象外。

## 5 選考方法

### (1) 審査方法

専門家による公平・中立な審査委員会を設置し、書面による審査を行います。

必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

### (2) 選考結果の通知

全応募団体にメールにて選考結果を通知します。また、採択された団体名および事業活動の内容は、株式会社東京海上日動キャリアサービス、パブリックリソース財団のウェブサイト等で公表します。なお、採否の理由などに関するお問い合わせには一切応じかねます。

## 6 選考基準

### ■申請事業の実施内容と目標は本助成の目的に合致しているか

- ・支援対象者の職業上の困難性をよく把握、分析していること。
- ・働く力がつく支援を行っていること。
- ・支援対象者の方の生活の質の向上に資する事業であること。

### ■申請事業がモデルとなり他団体への波及効果が期待できるか

- ・社会課題の解決につながるような就労の場づくりであること。
- ・他のモデルになりうるような先駆的、革新的な取り組みであること。

### ■申請事業の計画は妥当か、実現可能か

- ・申請内容が実現可能な計画をもっていること。
- ・適切な支出計画をもっていること。

### ■団体の信頼性

- ・適切な組織運営がなされていること。
- ・適切な情報公開が行われていること。

### ■良心的な実績

- ・良心的な実績が認められること。

## 7 応募手続き

### (1) 応募期間

2023年1月5日(木)～2023年1月31日(火)17時まで

### (2) 応募方法

- ・「働く力応援基金」のウェブサイト(パブリックリソース財団ウェブサイト内)より、応募フォームに申請内容を入力してください。添付書類は応募フォームよりアップロードしてください。

◆サイト URL : <https://www.public.or.jp/project/f0158>

※郵送やメール添付での応募は受付対象外となります。必ず応募フォームからご応募ください。

### (3) 添付書類

①定款の写し (※必須)

②直近年度の事業報告書の写し (※必須)

③直近年度の決算報告書の写し (※必須)

※法人形態の関係で①～③の書類がない場合は、代わりとなる規定類や、また事業内容や決算内容が分かる書類を必ず提出してください。

④就労定着率、就労継続支援の平均労働時間や平均工賃月額を示す書類の写し (※障害者支援の団体のみ)

※直近の障害福祉サービスの「基本報酬の算定区分に関する届出書」等を提出してください。

⑤追加説明資料 (※任意提出)

※必要に応じて追加の説明資料を1データのみアップロードすることができます。追加資料の枚数が多い場合は、事務局にて枚数を精査させていただきます。必要なことは極力申請フォーム内にご記入ください。

### (4) お問い合わせ先

応募に関してのお問い合わせは、特設ウェブサイト内の問い合わせフォームからお問い合わせください。

※個人情報の取り扱いについてはパブリックリソース財団の個人情報保護方針

(<https://www.info.public.or.jp/privacy-policy>) をご覧ください。

## 8 スケジュール

### ■2023年

1月5日～1月31日	公募期間
2月1日～3月15日	審査期間
3月15日以降	審査結果通知
3月末	助成金振り込み
4月1日	助成事業開始
10月31日	中間報告書提出

### ■2024年

3月31日	助成期間終了
4月30日	終了報告書提出

## 9 手続き等

■1団体につき1申請とさせていただきます。同一団体から異なるプロジェクトで複数の申請があった場合は、申請取下げまたは不受理とさせていただきます。

■助成決定後、応募団体とパブリックリソース財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。

■助成事業開始後、6カ月経過時に「中間報告書」を、1年間の活動終了時に「活動終了報告書」を、それぞれ1カ月以内に提出いただきます。また、報告会で活動報告していただく場合があります。

- 助成開始後または活動終了後に、助成対象団体の活動状況や実績・成果等を株式会社東京海上日動キャリアサービスやパブリックリソース財団のウェブサイトにて公表させていただく場合があります。
- 助成開始後、当基金事務局よりインタビューや写真・動画の提供をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- 助成開始後、当基金事務局および株式会社東京海上日動キャリアサービスより、現場のご訪問をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。

以上